

亀山市公告第20号

亀山農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定により当該変更後の農業振興地域整備計画書を縦覧に供する。

令和2年4月23日

亀山市長 櫻井 義之

1 縦覧場所

亀山市本丸町577番地 亀山市産業建設部産業振興課

2 農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項において準用する同法第11条第2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果

別紙のとおり

(別紙)

意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果

意見書の要旨	提出数	処理の結果
農用地区域の白地化をお願いします。	3	E：その他
農業振興政策を進めてもらいたい。例えば農地利用者の紹介、農業企業の誘致など。	1	A：対応（反映）済み
申出から縦覧が遅い。	1	E：その他
地域内の農業振興地域内白地・黄色地を集約してほしい。	1	E：その他

※処理の結果の区分

- A 対応（反映）済み：農業振興地域整備計画変更案に既に記載済みのもの
- B 対応（反映）する：文書の修正、記述の追加など農業振興地域整備計画に反映させたもの
- C 事業対応（検討）：今後の農業振興施策を展開する中で検討するもの
- D 対応（反映）困難：諸般の事情により対応が困難なもの
- E そ の 他：感想、質問、情報提供など